

潜水器漁業及び地びき網漁業の制限措置及び
許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第4条第1項第12号に掲げる潜水器漁業及び第13号に掲げる地びき網漁業につき、宮城県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 潜水器漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業 (あわび、うに、なまこ、ほや)	第一種共同漁業権共第109号	8月1日から翌年7月31日まで*	定めなし	定めなし	(1) 操業区域に係る第一種共同漁業権の組合員行使権を有し、当該漁協（支所）の書面による同意を得た者 (2) 操業区域に係る第一種共同漁業権の免許を受けた漁協（支所） 操業区域が共有漁業権漁場にあつては、(1)、(2)のうち免許を受けた全ての漁協（支所）の書面による同意を得た者又は漁協（支所）
	第一種共同漁業権共第110号	9月1日から翌年8月31日まで*			
	第一種共同漁業権共第111号	9月1日から翌年8月31日まで*			
	第一種共同漁業権共第112号	9月1日から翌年8月31日まで*			
	第一種共同漁業権共第113号	9月1日から翌年8月31日まで*			
	第一種共同漁業権共第116号	9月1日から翌年8月31日まで*			
	第一種共同漁業権共第118号	9月1日から翌年8月31日まで*			
	第一種共同漁業権共第123号	9月1日から翌年8月31日まで*			
	第一種共同漁業権共第124号	9月1日から翌年8月31日まで*			
	第一種共同漁業権共第127号（ただし、水深10m以浅の区域を除く）	9月1日から翌年8月31日まで*			
	第一種共同漁業権共第128号（ただし、水深10m以浅の区域を除く）	9月1日から翌年8月31日まで*			
	第一種共同漁業権共第129号（ただし、水深10m以浅の区域を除く）	9月1日から翌年8月31日まで*			
	第一種共同漁業権共第130号	9月1日から翌年8月31日まで*			
	第一種共同漁業権共第131号	9月1日から翌年8月31日まで*			

潜水器漁業 (あわび、うに、なまこ)	第一種共同漁業権 共第 101 号	7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 102 号	8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 103 号	8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 104 号	8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 105 号	8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 106 号	8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 107 号	8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 108 号	8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 109 号	11 月 1 日から翌年 10 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 117 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 122 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 125 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 136 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで*			
潜水器漁業 (うに、なまこ、ほや)	第一種共同漁業権 共第 121 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 126 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 131 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで*			
潜水器漁業 (うに、なまこ)	第一種共同漁業権 共第 119 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 120 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 121 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 125 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 126 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで*			
	第一種共同漁業権 共第 130 号	9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで*			
潜水器漁業 (うに)	第一種共同漁業権 共第 145 号	6 月 1 日から 8 月 31 日まで			

※ただし、宮城県漁業調整規則に定める禁止期間を除く。

<参考>宮城県漁業調整規則（令和 2 年宮城県規則第 103 号）に定める禁止期間

あわび 3 月 1 日から 10 月 31 日まで

(石巻市黒崎突端から正南に引いた線、名取川河口中央から正東に引いた線及び陸岸によって囲まれた海域のうち第一種共同漁業権（あわび漁業を含むものに限る。）を内容とする共同漁業権の存する漁場の区域における素潜りによる採捕によっては、3 月 1 日から 4 月 30 日まで及び 8 月 1 日から 10 月 31 日まで)

うに 10 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで

なまこ 4 月 1 日から 10 月 31 日まで

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

通年

2 地びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
地びき網漁業	第一種共同漁業権共第 113 号のうち白浜地先	6 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	定めなし	定めなし	操業区域に係る共同漁業権の組合員行使権を有し、当該漁業協同組合（支所）の書面による同意を得た者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 4 月 24 日から令和 6 年 5 月 24 日まで